

第十條 毎年給與ノ殘額ハ市町村ニ於テ恤救基金トシテ蓄積スヘシ

第十一條 恤救金及恤救基金ノ入出及其ノ管理ハ市町村長(區長)ニ於テ處理ス

第十二條 恤救金及恤救基金ノ保管ハ市町村各々其ノ責ニ任ス

第三章 給與

第十三條 給與ヲ分テ二トス

一 老幼者ノ教育給

二 病傷者ノ扶持、療給

第十四條 老幼者ノ教育給ハ一日一人玄米六合代病傷者ノ扶持ハ一日一人玄米一升代(共ニ下米)及藥餌代金六錢トス

第四章 雜則

第十五條 本法施行ノ細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 第七條ノ均分戸税ノ徵收及滯納處分ハ市町村税ノ例ニ依ル

第十七條 本法施行ノ日ヨリ明治七年(十二月)太政官達第六十二號ハ廢止ス

第十八條 本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

次に「救貧税法案」は、前述の恤救法を實施する爲めには少からざる財源を必要とするが故に、其の財源として「救貧税」なる新税を起さんとする企案である。即ち救貧税は一種の名譽税であつて(第一條)、之を資本家階級に仰がんとするもので、(一)華族は所得税と同額、(二)所得税納税者は所得納税額の半額、(三)日本銀行は其の純益金の中、資本金に對し年八分に當るものを除き其の殘餘の十分の五を、救貧税として納付すべきものとし(第二條)、此の外に國庫は毎年補助金として百萬圓を右救貧税中に入れ(第六條)、之を一戸に付き二十四錢の割合を以て毎年市町村に分配する(第四條)と

いふのが其の要旨であつて、事實上大増税案であつたのである。然らば、斯かる大増税を主張する根據は何かと云ふに、「國體ノ美ヲ永遠ニ保維シ國家ノ最大目的ヲ達セム爲社會ノ上層ニ位スル富有者ヲシテ慈善仁愛ノ意ヲ發起セシムルト共ニ彼等ヲシテ其ノ社會ニ對スル德義ヲ盡サシメ且豫テハ自身ノ品位ト面目トヲ保タシメムト欲シ又貧富二者ノ調和ヲ圖ラムカ爲ニ名譽税トシテ本税ヲ設ク」(法案説明書)るにあつたのである。かくて本救貧税法案が議會に提出されたのであつて、その全文をかゝるに次の通りである。

「救貧税法」

第一章 救貧税

第一條 本税ハ救貧税ト稱シ名譽税トス

第二條 救貧税ハ左ノ種目ニ依テ徵收ス

一 華族ハ所得納税額ト同額

二 所得納税者ハ所得納税額ノ半額(華族ノ納税者ヲ除ク)

三 日本銀行ハ純益金ノ内資本金ニ對シ年八歩ニ當ルモノヲ除キ其ノ餘ノ金高ノ十分ノ五

第三條 毎年國庫ヨリ補助トシテ金百萬圓ヲ救貧税ヘ補入ス

第二章 分配及管理

第四條 本税集國金ノ内ヨリ一戸ニ付金二十四錢ノ割合ヲ以テ毎年各市町村ニ分配ス

第五條 恤救法第八條ノ規定ニ依リ市町村ヨリ特別配付金ノ請求アルトキハ之ヲ配與ス

第六條 以上ノ分配ヲ了シタル殘餘ハ恤救原基金トシテ適當ナル利殖ノ方法ヲ設ケ一般會計ト區分シ政府之ヲ保管ス

第七條 特別配賦金ノ請求額増加シ救貧税ノ全部ヲ支出シ盡シ尙不足ヲ生シタルトキハ其ノ不足高ハ一時原基金ヲ以

テ繰替拂ヲ爲シ而シテ其ノ原基金ノ缺失高ハ次ノ帝國議會ニ請求シテ填補スヘシ

第三章 雜則

第八條 本法ハ特別會計トシ本法規定ノ收入ヲ以テ其ノ支出ニ充ツ

第九條 本税ノ徴收方法及未納處分ハ總テ國税ノ例ニ依ル

第十條 本法施行細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

更に此の二法案提出の本旨を見るに、新平は、其の理由書の中に「今ニシテ貧富間ノ融和ヲ圖リ他日ノ禍害ヲ豫メ杜絶スルノハ特リ貧者ノ爲ニ是計ルニアラスシテ富者ハ勿論國家ノ將來ヲ慮ル者タルヲ確信ス」と、貧困問題の發生に依る社會的禍害を防止し、國家富榮の策なることを述べてゐる。さて、此の二法案が愈々議事日程に上つたのは三月二十三日、即ち議會最終日の前日であつて、「恤救法案」は日程第十九、「救貧稅法案」は日程第二十に擧げられたのである。然し議事進行中に日程變更の緊急動議が提出され、其の際議長鳩山和夫が「此際諸君の澤山御出の中に御諮りをしたいことがもう一箇條ございます、即ち本日議了せざる分、並に其他の法律案で未だ一讀會を開かざるものは明日に残りましたならば、それは日程に載せない考であります、御異議はありませぬか」といふに對して「異議なし」と呼ぶ者が多く、議長の「それでは其通取計ひます」といふ一言で、此の劃期的二法案は單に議事日程に上つたのみで、議場に於いて法案の名さへ呼ばれる機會なくして、遂に葬り去られてしまつたのである。

註 (1) 鶴見祐輔・後藤新平 第一卷(昭二・四)七八五―六頁

(2) 第十回帝國議會議員提出議案 第二一號 一頁

(3) 同 七頁

- (4) (5) 同 八頁
- (6) 同 八一―九頁
- (7) 同 三一―六頁
- (8) 同 第三二號 五頁
- (9) 同 三一―四頁
- (10) 同 第二一號 二一頁
- (11) 大日本帝國議會誌 第四卷(昭二・九) 六八四頁
- (12) 同 七〇一頁

(4) 帝國施療病院設立外五件に關する建議に現はれたる醫務保護策

かくの如くして、新平の再度の努力も全く徒勞に歸したが、しかし彼は其の素志を放擲することなく、彼の之を實現せんとする熱意は愈々加はるばかりであつた。かの『後藤新平』傳に「彼はこれによつて決して失望落膽しなかつた。建設的の社會制度の要は彼の信念であつた。彼はこのままに放置したならば、日本の社會内に於いて、遠からず深刻なる社會問題の發生せんことを懼れたのである。天の未だ雨降らざる間に、その隔戸を網繆することを、眞實の爲政治家の事業と考へたのである。」と説いてゐる如く、彼の時勢を洞察するの明は、建設的社會制度の實施を以て國家至要のことと信念し、之を飽くまで實現せんとしたのである。

斯くて二度の失敗にも意氣沮喪せず、熱慮三ヶ月の後、明治三十年五月二十五日、「帝國施療病院設立費外五件豫算編入之儀ニ付伺」といふ建議書を以て、三度立ち上つたのである。本建議は

一、帝國施療病院の設立

第一節 社會問題の發展と救療論の新展開

- 二、労働者疾病保険の實施
- 三、衛生事務講習所の設置
- 四、衛生事業施設の調査
- 五、救貧制度調査局の設置
- 六、地方衛生官の増員

の六件に關する施設費を、三十一年度の衛生局豫算に編入せんとするものであつて、衛生局長後藤新平の名を以て、内相樺山資紀に左の如く建議したのである。

「帝國施療病院設立費外五件豫算編入之儀ニ付伺

發議

國家生活ノ福利圓滿ヲ圖ラント欲セバ、常ニ國家ノ健全發達ヲ障礙スル直接間接ノ原由ヲ除却スルコトヲカメ、兼テ、最多數國民ノ福壽ヲ増進スル所以ノ道ヲ講セサルヘカラス。我帝國戰後ノ今日ニ於テ、國際競争ト民間相互ノ競争ト盛ナルニ伴ヒ、衛生上施設スヘキモノ一ニシテ足ラス。隨テ現行衛生ノ法律命令中、今暫ラク改正ノ急要ヲ認メサルモノハ、本年制定ノ傳染病豫防法、阿片法並水道條例(明治廿三年二月十二日制定)ノミニシテ、其他ハ總テ改正若クハ新設ヲ要セサルハ無シ。今一々之ヲ舉クルノ繁ヲ省クヘシト雖モ、其急要ナルモノハ、

工業衛生、労働者疾病保険、救療法並施療病院ノ新設、種痘法、海港常設檢疫法、直轄檢疫所消毒所新設目論見ノ件、各地方檢疫所消毒所新設目論見ノ件、地方病取調ノ件、河水汚濁豫防令、下水法、都市汚物掃除法、輸入飲食物取締法、内地飲食物貯造並代用品販賣取締法、内外賣藥取締法、日本藥局方ノ改正、藥品巡視規則ノ改正、醫師會ノ設置、醫師養成供給方法、產婆養成供給方法、看護婦取締法、地方公立病院ノ方針並設立ニ關スル規則、衛生統計調査方法

改正ノ件、

以上ノ諸件ニ就キ、其目的ヲ達センニハ、第一人材ヲ得ルニ在リ。第二ニハ其施設ノ經費ヲ得ルニ在リ。此兩者其一ヲ缺クトキハ、其目的ヲ達スル能ハサルコト勿論ニシテ、何レモ目下至難ノ場合ニ有之候得共、去トテ荏苒推移リ難キ時勢ニ付、篤ト考究致候處、別紙参照ノ通、帝國ニ於テハ賣藥稅年々八十萬餘圓ニ上リ、當初課稅ノ本旨ハ衛生稅タルコト爭フヘカラサル次第ニ付、此際之ヲ當初ノ目的ニ復シ、戰後ノ經營上缺クヘカラサル社會的衛生行政、即チ工業衛生法、労働者疾病保險法、救療法、並施療病院ノ如キ新設、其他急要ナル衛生上施設ノ費途ニ充ラレ度、左ノ各概算ヲ三十一年度豫算ニ編入ノ儀仰高裁候也。

- 第一、帝國施療病院設立費
- 第二、労働者疾病保險國庫補助費
- 第三、衛生事務講習所費
- 第四、衛生事業施設調査費
- 第五、救貧制度調査局費
- 第六、地方衛生官増員費

右に明かなる如く、新平は「工業衛生法」、「労働者疾病保險法」、「救療法」並に「施療病院」等の如き「社會的衛生行政」の施行は、戰後の經營上缺くべからざるものとなし、此が爲め帝國施療病院外五件に關する經費編入の儀を建議し、其の主要財源を賣藥稅八十萬圓に仰ぐべきことをもつてしたのであつた。

而して彼は、此等の一々に對して説明書並に所要經費を掲げてゐるが、それを見るに、前にも屢々述べた如く貧困問題の發生に著眼してゐることであつて、彼は、日清戰役後貧富の懸隔が日一日と増大しつゝあるが、かゝる現象は、戰

後勃興した資本主義的産業の發達に依る結果であるとしてゐる。實に炯眼といふべきで、彼は之を其の儘放任することは、産業の不振を招來し、國家の富源を涸竭せしむる危険ありとした。従つて此の危険を防止して生産力を擴充し、國家富源を増大せしむるには、生産力の由つて生じ、國家富力の根基をなす貧困者を保護する爲めの施設として、國立療養病院や疾病保險法等社會的衛生行政を實施して、貧困化を未然に防止すると共に救濟するを要するといふのであつた。

然らば、社會衛生行政施設としての國立療養病院の企劃如何といふに、彼の計畫に依れば、明治三十一年より同四十四年に至る十四ヶ年間に、創立費千三百九十七萬六千圓、病院費五百五十六萬六千圓、病院新營費八百三十四萬圓、設計費七萬圓、總額二千七百九十五萬二千圓を投じて、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、長崎、馬關、仙臺、熊本、金澤の十一ヶ所に國立の療養病院を逐次設立完成せんとするものであつた。即ち三十二年より三都に病院建設の工を起し、三十五年に横濱、三十六年に神戸、三十七年に名古屋、長崎、三十八年に馬關、仙臺、三十九年に熊本、金澤の各地に順次建築の工を起さんとする企劃であつて、此等療養病院建設の爲め各年度に支出すべき所要經費を夫々計上してゐる。先づ第一年度即ち明治三十一年には、五十萬圓を以て東京、京都、大阪の三都に總計五萬坪の病院建設用地を求めると共に、七萬圓を以て病院の設計及び其の他の企劃費に充當することとしてゐる。第二年度なる三十二年には、五十五萬圓を以て三都に病院新營の工を起し、第三年度即ち三十三年には、五十萬圓を三都の病院新營繼續費に、十一萬圓を病院費に計上してゐる。第四年度即ち三十四年には、五十萬圓を三都の病院新營繼續費とし、十八萬五千五百圓を病院費としてゐる。第五年度なる三十五年には、八萬圓を以て横濱に病院用地を求め、他方六十萬圓を三都の病院新營繼續費に充當する外、新に横濱に病院新營の工を起す計劃であり、尙ほ三都の病院費として二十四萬七千圓を計上してゐる。第六年度即ち三十六年には、八萬圓を以て神戸に用地を買収すると共に、五十七萬圓を以て三都及び横濱の四病院の新營を繼續する外、神戸に病院建設の工を起し、更に三十二萬五千五百圓を三都及び横濱の病院費に充當するものと

してゐる。第七年なる三十七年には、十六萬圓を以て名古屋、長崎の二ヶ所に病院用地を購入し、四十四萬圓を横濱、神戸の病院新營繼續費及び名古屋、長崎に於ける病院新築費とし、更に四十一萬五千圓を三都及び横濱、神戸の五病院費に充當するものとしてゐる。第八年度即ち三十八年には、十六萬圓を以て馬關、仙臺の二ヶ所に病院建設用地を購求し、六十八萬圓を横濱、神戸、名古屋、長崎の病院新營繼續費及び馬關、仙臺二ヶ所の病院新築費とし、更に三都、横濱、神戸、名古屋、長崎の病院費として四十七萬九千五百圓を計上してゐる。第九年度なる三十九年には、十六萬圓を以て熊本、金澤に用地を求め、九十四萬圓を以て横濱、神戸、名古屋、長崎、馬關、仙臺の病院新營繼續費とする外、熊本、金澤二ヶ所の病院新營費とし、更に三都、横濱、名古屋、長崎、馬關、仙臺、熊本、金澤の病院新營繼續費とし、てゐる。第十年度即ち四十年には、八十六萬圓を神戸、名古屋、長崎、馬關、仙臺、熊本、金澤の十一病院費とし、第十一年度即ち五十八萬四千五百圓を三都、横濱、神戸、名古屋、長崎、馬關、仙臺、熊本、金澤の病院新營繼續費とし、六十三萬圓を前記十一ヶ所四十年には、七十六萬圓を名古屋、長崎、馬關、仙臺、熊本、金澤の病院新營繼續費とし、六十三萬圓を前記十一ヶ所の病院費として計上してゐる。第十二年度即ち四十一年には、五十二萬圓を馬關、仙臺、熊本、金澤の新營繼續費に、六十六萬圓を十二ヶ所の病院費に充當するものとしてゐる。第十三年度即ち四十三年には、二十八萬圓を熊本、金澤の新營繼續費に投じ、六十九萬五千圓を十二ヶ所の病院費とし、第十四年度なる四十四年には七十萬八千圓を十二ヶ所の病院費に充當せんとしてゐるのである。斯くの如く彼は東京、京都、大阪の三府を始めとし、全國樞要の地八ヶ所に國立醫療保護機關としての帝國醫療病室を漸次設立するものとしたが、之を以て尙ほ足れりとせず、既設の公立若しくは共立にかゝる救療所、施療院等の如き公・私設の醫療保護機關に國庫補助を與へて、官・公・私一體となつて醫療保護事業の振興を圖るべきものとしたのである。而して此等の施設に要する經費は、年々之を賣藥稅八十萬圓に仰ぐべきことを、茲でも亦主張してゐるのである。

又労働者疾病保険に關しては、疾病保險法を公布し、其の適用の範圍を當分の間、鑛山、紡績、製糸、機織、燐寸製造、造船の六業に從事する労働者に限るも、漸次之を擴張するものとし、差當り右六業に對する保險補助額として三萬圓を概算してゐる。

第三の衛生事務講習所については、之を中央に設置し、府縣及び市町村の衛生主任者を召集して衛生事務に必要なる學術の大意を講習せしめ、衛生事務の適切なる運用と公衆衛生の執權を確立せんとするにあつたのである。

第四の衛生事業施設調査については、地方病等の特殊疾病に對する治療豫防上の處置を講ずる爲め、此が調査を要するとしてゐる。

第五の救貧制度調査局設置に關しては、國家の富源たる貧困者保護の方法を設けて國家百年の長計を樹てざるべからずとなし、其の施設方法の適正を期するには、之を調査せしむる爲めの機關を設置するの要ありとしてゐる。

第六の地方衛生官の増員は、地方衛生擔當吏員の不足なる現狀に鑑み、之を増員すること緊要なりとしてゐる。左に此等の施設に關する説明書並に其の豫算概算を掲ぐることにする。

「第一 帝國治療病院設立費概算

戰後百般ノ工業膨脹シ、競争ノ盛ナルニ伴ヒ、労働者ノ健康ヲ傷害シ、國家ノ富源ヲ涸竭セシムヘキハ、自然ノ結果ニシテ、之ヲ融和スルハ、實ニ衛生法ヲ施行スルニ在リ。衛生法ヲ實施スルニハ、適任ノ醫師ヲ得ルニ在リ。殊ニ工業衛生、労働者保護法ヲ施設スルニハ、中央機關及地方機關ニ其人ヲ得ルト否トニ在リ。故ニ之カ養成ニ注意シ、其途ヲ開クヲ要ス。而シテ目下衛生上施行スヘキ事業ハ百般ナルモ、帝國現在ノ狀況ニ考フルニ、戰後ノ形成、貧富ノ懸隔ハ一日ヨリ甚シキヲ加ヘ、工業ノ勃興、物價ノ騰貴等、賤民労働者ヲシテ益々危險ノ地ニ陥ラシメ、今日ニ於テ之カ保護ノ途ヲ開クニ非サレハ、國家ノ富源ヲ涸竭セシメ、其前途ニ對シ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ。其施設

中最急要ナルハ、治療病院ノ設立ト、貧民疾病保險法ノ強制トニシテ、貧民疾病保險法法律案ハ、別ニ提出スヘク、其補助費ハ本議第二ニ掲ケテ提出シタリ。然シテ治療病院設立費ハ、多額ヲ要スヘキモ、先年來賣藥稅ヲ課シ、現今收入八拾萬圓アリ。之ヲ當初ノ目的ノ如ク、衛生事業ニ使用セハ、敢テ財源ニ困難ハ感セサルヘシ。抑モ賣藥稅ハ、衛生事業ノ財源ニ充ツルカ爲メ賦課セラレタルモノニシテ、其事務ハ地方衛生事務ノ半ヲ占メ、其事務繁ナルトキハ、實ニ一般衛生事務ヲ妨クル狀況ナリ。又賣藥ヨリ公衆ニ及ボス危害ヲ除カント欲セハ、獨リ賣藥検査法ノミニテ之ヲ防クコト能ハス。更ニ一般ノ衛生機務ノ整備、殊ニ救療ノ制ヲ以テスルヲ要ス。救療ノ制ヲシテ、普ク全國ニ及ボサントセハ、必スシモ國立ノ制ニヨルヲ要セスト雖、少クモ三府其他樞要ノ地ニハ國立ヲ以テ救療所ヲ設ケ、其他公立若クハ共立ノ救療所ニ補助ヲ與フルノ制トシ、漸次ニ其普及ヲ謀ラサルヘカラス。然ルニ政府ハ、今日之ヲ衛生ノ實效ニ資セサルハ、當初課稅ノ主旨ニ背ク者ト謂ハサル可カラス。今之ヲ當初ノ目的ニ復シ、其名ニ從テ其實ヲ舉ケ、名實相全カラシムルハ當然ノ處置ナリトス。依テ先ツ三府ヲ始メトシ、繼續費ヲ以テ、帝國治療病院ヲ設立スル方法ヲ定ム。其概算次ノ如シ。

帝國治療病院設立繼續費概算

金千參百九拾七萬六千圓

帝國治療病院創立費

金五百五拾六萬六千圓

病院費

金八百參拾四萬圓

新營費

金七萬圓

設計費

年額

明治三十一年度

金五拾萬圓	新營費
金七萬圓	設計費
明治三十二年度	
金五拾五萬圓	新營費
明治三十三年度	
金拾壹萬圓	病院費
金五拾萬圓	新營費
明治三十四年度	
金拾八萬千五百圓	病院費
金五拾萬圓	新營費
明治三十五年度	
金貳拾四萬七千圓	病院費
金六拾八萬圓	新營費
明治三十六年度	
金參拾貳萬五千五百圓	病院費
金六拾五萬圓	新營費
明治三十七年度	
金四拾壹萬五百圓	病院費

金六拾萬圓	新營費
明治三十八年度	
金四拾七萬九千五百圓	病院費
金八拾四萬圓	新營費
明治三十九年度	
金五拾貳萬五千五百圓	病院費
金百拾萬圓	新營費
明治四十年度	
金五拾八萬四千五百圓	病院費
金八拾六萬圓	新營費
明治四十一年度	
金六拾參萬圓	病院費
金七拾六萬圓	新營費
明治四十二年度	
金六拾六萬九千圓	病院費
金五拾貳萬圓	新營費
明治四十三年度	
金六拾九萬五千圓	病院費

金貳拾八萬圓

新營費

明治四十四年度

金七拾萬八千圓

病院費

○帝國施療病院設立繼續費概算

第一年 三十一年度

金五拾七萬圓

新營費

內

金五拾萬圓

地所買收費

但東京都大阪三ヶ所分地坪五萬坪一坪平均金拾圓

金七萬圓

設計費

但家屋建築ノ設計翻譯其他ノ創設費

第二年 三十二年度

金五拾五萬圓

新營費

內

金五拾五萬圓

但東京都大阪三ヶ所分第二年支出分建坪東京八二千坪京都大阪八各千四百坪其他八各千二百坪一坪金五百圓

第三年 三十三年度

金五拾萬圓

新營費

內

金五拾萬圓

家屋費

但同上第三年支出分

第四年 三十四年度

金五拾萬圓

新營費

內

金五拾萬圓

家屋費

但同上第四年支出分

第五年 三十五年度

金六拾八萬圓

新營費

內

金八萬圓

地所買收費

但横濱一ヶ所分地所坪數八千坪一坪平均金拾圓

金六拾萬圓

家屋費

但東京都大阪三ヶ所分第五年支出及横濱一ヶ所分第一年支出分

第六年 三十六年度

金六拾五萬圓

新營費

內

第一節 社會問題の發展と救療論の新展開

金八萬圓

地所買收費

但神戸一ヶ所分地所坪數八千坪一坪平均金拾圓

金五拾七萬圓

家屋費

但東京都大阪三ヶ所第六年支出横濱一ヶ所第二年支出神戸一ヶ所第一年支出分

第七年三十七年度

金六拾萬圓

新營費

内

金拾六萬圓

地所買收費

但名古屋長崎二ヶ所分地所坪數一萬六千坪一坪平均金拾圓

金四拾四萬圓

家屋費

但横濱一ヶ所第三年支出神戸一ヶ所第二年支出名古屋長崎二ヶ所第一年支出分

第八年三十八年度

金八拾四萬圓

新營費

内

金拾六萬圓

地所買收費

但馬關仙臺二ヶ所分地所坪數一萬六千坪一坪平均金拾圓

金六拾八萬圓

家屋費

但横濱一ヶ所第四年支出神戸一ヶ所第三年支出名古屋長崎二ヶ所第二年支出馬關仙臺二ヶ所第一年支出分

第九年三十九年度

金百拾萬圓

新營費

内

金拾六萬圓

地所買收費

但熊本金澤二ヶ所地所坪數一萬六千坪一坪平均金拾圓

金九拾四萬圓

家屋費

但横濱一ヶ所第五年支出神戸一ヶ所第四年支出名古屋長崎二ヶ所第三年支出馬關仙臺二ヶ所第二年支出熊本金澤二ヶ所第一年支出分

第十年四十年度

金八拾六萬圓

新營費

内

金八拾六萬圓

家屋費

但神戸一ヶ所第五年支出名古屋長崎二ヶ所第四年支出馬關仙臺二ヶ所第三年支出熊本金澤二ヶ所第二年支出分

第十一年四十一年度

金七拾六萬圓

新營費

内

金七拾六萬圓

家屋費

但名古屋長崎二ヶ所第五年支出馬關仙臺二ヶ所第四年支出熊本金澤二ヶ所第三年支出分

第一節 社會問題の發展と救療論の新展開

第十二年四十二年度

金五拾貳萬圓

新營費

内

金五拾貳萬圓

家屋費

但馬關仙臺二ヶ所第五年支出熊本金澤二ヶ所第四年支出分

第十三年四十三年度

金貳拾八萬圓

新營費

内

金貳拾八萬圓

家屋費

但熊本金澤二ヶ所第五年支出分

○帝國施療病院設立繼續費概算

第一年三十一年度

經費ナシ

第二年三十二年度

經費ナシ

第三年三十三年度

金拾壹萬圓

病院費

但東京京都大阪三ヶ所分

第四年三十四年度

金拾八萬千五百圓

病院費

但同上

第五年三十五年度

金貳拾四萬七千圓

病院費

但東京京都大阪三ヶ所分

第六年三十六年度

金參拾貳萬五千五百圓

病院費

但東京京都大阪横濱四ヶ所分

第七年三十七年度

金四拾壹萬五百圓

病院費

但東京京都大阪横濱神戸五ヶ所分

第八年三十八年度

金四拾七萬九千五百圓

病院費

但東京京都大阪横濱神戸名古屋長崎七ヶ所分

第九年三十九年度

金五拾貳萬五千五百圓

病院費

但東京京都大阪横濱神戸名古屋長崎馬關仙臺九ヶ所分

第一節 社会問題の發展と救済論の發展

第四章 醫務保護事業の進展時代

第十年四十年度

金五拾八萬四千五百圓

病院費

但東京京都大阪横濱神戸名古屋長崎馬關仙臺熊本金澤十一ヶ所分

第十一年四十一年度

金六拾參萬圓

病院費

但同上

第十二年四十二年度

金六拾六萬九千圓

病院費

但同上

第十三年四十三年度

金六拾九萬五千圓

病院費

但同上

第十四年四十四年度

金七拾萬八千圓

病院費

但同上

○帝國施療病院設立費

金八百參拾四萬圓

内

東京

金百參拾萬圓

一ヶ所分

内

金參拾萬圓

地所買收費

金百萬圓

家屋費

京都大阪

金八拾萬圓

一ヶ所分

内

金拾萬圓

地所買收費

金七拾萬圓

家屋費

横濱神戸名古屋長崎馬關仙臺熊本金澤

金六拾八萬圓

一ヶ所分

内

金八萬圓

地所買收費

金六拾萬圓

家屋費

〔備考〕各年度支出ノ金額ハ別紙ニ詳カナリ

(著者註、別紙省略)

第二 勞働者疾病保險國庫補助費概算説明

生産事業ノ發達ヲ獎勵スルハ、官民共ニ一揆ニ出テ、汲々トシテ會社ノ成立、工業ノ勃興ニ重ヲ置クト雖モ、恰モ培

第一節 社會問題の發展と救済論の新展開

養ヲ施サスシテ秋實ヲ收ムルカ如ク、遂ニ收穫ナキニ至ルヘキハ、免ル、ヘカラサルノ數ナリトス。何トナレハ、生産力ノ由テ生スル所ハ、彼ノ賤民勞働者ノ健康ニ在リテ存スレハナリ。今ヤ戦後ノ狀況ハ、驕奢ノ風習、物價ノ騰貴等、賤民勞働者ヲ驅テ、益々窮迫ニ陥ラシメ、一朝其健康ヲ傷害スレハ、亦起ツ能ハス。是レ國家ノ富源ヲ涸渴セシムル者ニ非サルナキヲ得ンヤ。故ニ之カ救療ノ途ヲ開キ、一方ニハ賤民ニ對シテハ、施療病院ヲ設ケ、一方ニハ特殊ノ勞働者ニ對シテハ、疾病保險法ヲ設ケテ、之ヲ保護シ、兩々相俟テ、最多數國民ニ最大幸福ヲ與フルノ基ヲ立ツルハ、今日ノ急務ナリト信ス。此保險強制ノ範圍ハ、漸次ニ之ヲ擴張シ、其補助額モ漸次増加ヲ要スヘシト雖モ、帝國施療病院新築費ノ必要ナキニ至ルテ以テ互ニ相補充スルニ難カラサルヘシ。

勞働者疾病保險國庫補助費概算

金參萬圓 勞働者疾病保險國庫補助費

補助ヲ要スヘキ業務ハ、當分鑛山、紡績、製糸、機織、燐寸製造、造船ノ六業トス。其補助ノ方法ハ、勞働者疾病保險法ノ規定ニ從フ。

第三 衛生事務講習所費概算說明

衛生事務ハ、皆其源ヲ專攻ノ學術ニ發シ、之ヲ行政事務ニ應用スルモノニシテ、事務ノ舉否ハ、之ヲ運用スルノ人ヲ得ルト否トニ在リ。苟モ其人ヲ得サレハ、良制美法モ徒制死法タルヲ免レサルハ勿論ナリトス。而シテ彼ノ普通行政事務ニ關スル常識ヲ有シ、事務ニ熟練ナル者ニ至リテハ、世間其人ニ乏シカラスト雖モ、衛生學ニ通シ、兼テ事務ニ熟練ナル者ニ至リテハ、寥寥長星ノ如ク、到底今日ニ於テ之ヲ得ル能ハス。既ニ之ヲ得ル能ハサレハ、他ニ其方法ヲ求メサル可カラス。他ニ其方法ヲ求メント欲セハ、當局吏員ヲシテ、衛生學、衛生制度學ノ大意、防疫事務ノ實習ヲ講習セシメ、以テ今日ノ急需ニ應スルニ在リ。先年警官練習所ヲ設置セラレ、警察事務ノ面目ヲ一新シタルノ實例アリ。依テ

衛生事務講習所ヲ設ケ、府縣及郡市町村ノ衛生主任者ヲ召集シ、之ニ衛生事務ニ必要ナル學術ノ大意ヲ授ケラレ、吾人ノ健康ヲ保持スヘキ、公衆衛生ノ基礎ヲ確定セラレント、企望ニ堪サルナリ。(概算略)

合計金壹萬四千八百參拾壹圓拾貳錢(細目表略)

第四 衛生專業施設調査費概算說明

方今衛生上施設スヘキモノ一ニシテ足ラス。而シテ救貧制度ノ如キハ、調査局設置ノ方案ヲ提出シタリト雖モ、彼ノ岡山縣其他ノ「ヂストマ」ニ於ケル、栃木縣、群馬縣其他ノ十二指腸蟲ニ於ケル、靜岡縣、新潟縣、秋田縣等ノ地方病ニ於ケルカ如キ、顯著ナルモノモ、未タ何等ノ調査ニモ著手スル所ナク、其他未タ世間ニ喧傳セラレスシテ、隱微ノ中ニ吾人ノ健全發達ヲ障碍シツツアル幾多ノ地方病アルヤ知ルヘカラス。之カ原因ヲ研究シ、除却スヘキ方法ヲ施設スヘキハ、國家カ常ニ勉メサルヘカラサルノ職分ナリトス。然ルニ其經費ノ支出スヘキモノナシ。是其調査費ヲ要スル所以ナリ。

概算合計金五千圓(細目表略)

第五 救貧制度調査局設置概算說明

賤民ハ國家ノ富源ニシテ、之カ保護ノ方法ヲ設クルハ、國家百年ノ長計ニシテ、隨テ其計畫ヲ慎重ニセサルヘカラス。依テ先調査局ヲ設ケ、局員中若干人ヲ海外ニ派遣シ、大ニ内外ニ鑑ミ、諸般ノ方案ヲ調査セシムルノ必要アリ。

概算合計金五萬五千參百壹圓拾錢五厘(細目表略)

第六 地方衛生官増員費說明

地方衛生事務ハ、明治十一年、始メテ府縣ニ擔當吏員ヲ置カレ、次テ翌十二年十二月、衛生課ヲ設置シ、十三年二月、太政官達第十六號ヲ以テ、府縣ニ判任官増員ヲ達セラレ、其金額七萬五千貳百四拾圓ヲ、府縣判任官給料ノ内へ増額

セラレタリ。爾來幾多ノ變遷アリト雖モ、地方機關ニ衛生課ノ存在シテ、常ニ其事務ニ執掌シツ、アリシカ、廿七年ニ至リ、其事務ヲ警察部ニ移サレタルノ際、多數ノ府縣ハ其措置ヲ誤リ、僅カニ三、四ノ府縣ヲ除クノ外ハ、皆衛生課ヲ廢シ、保安課ニ屬セシメ、其課員兩三人ヲ兼勤セシムルニ過キサレテ以テ、平時ニ在リテハ、只賣藥事務ヲ取扱ヒ、一旦其傳染病ノ流行スルニ當リテハ、他課ノ課員ヲシテ之ニ兼任セシメ、一時ヲ彌縫スルニ過サルノ狀況ニシテ、其他ノ衛生事務ハ、之ヲ講究經營スルノ餘地ナシ。是レ國家ノ健全發達ヲ計畫スル所以ノ途ニ非ス。去トテ、當初増員ノ主旨ニヨリ、内務部ヨリ其俸給額ヲ警察部ニ移スカ如キハ、其變遷ヲ經タル今日ニ於テ、到底行ハルヘキコトニ非サルナリ。依テ先各府縣ニ衛生官俸給額トシテ、五萬六千圓ヲ増額シ、以テ衛生百般ノ事務ヲ經營セシムルノ地ヲ爲サントス。此増額ヲ以テ満足スル者ニ非ラサレトモ、一時ニ多數ノ増額ヲ爲スト雖モ、其適任ノ人ヲ得ルノ途ナキヲ以テ、之カ養成ノ途ヲ開キ、其人ヲ得ヘキ時期ニ達シ、更ニ増額ヲナシ大ニ衛生事務ノ振興ヲ期セントス。(増員發略)」此の建議書に次いで、後藤衛生局長は同年七月十五日、「恤救事務局設置ニ關スル件」を内務大臣に發議して、之を閣議に上程せしめんとしてゐる。蓋し前記の建議書に提唱せる如き「建設的社會制度」企案は、一朝一夕に實現すべからざる所以を覺知したが爲めであつて、「恤救事務局」なる一局を設けしめて、然る後、次第に其の理想とする社會制度施設の實現を圖らんとしたのである。

本建議の趣旨とするところは、「恤救事務局」なる内閣直屬の一局を設けて「現時恤救ノ事務ヲ司ラシムルト同時ニ、諸般施設ノ調査ニ當ラシメ、其大成ヲ期」せんとするにあつて、彼は此の發議に於いて「國家ノ發達ヲ完全ナラシメンニハ、劣敗ノ貧者ヲ救済シテ、其生活ヲ安全ナラシムルノ方法ヲ講セサルヘカラス」と、社會施設の必要を説いてゐる。然しそれが「一步ヲ誤レハ即チ惰民ヲ増スノ虞ナキヲ保」しがいから「自カラ助クル者ヲ助クルノ主旨ヲ以テ、防貧ノ制度」たる「社會的行政」を施行するのが須要であるが、その施設中「我帝國目下ノ現状ニ於テ、最モ急要ナルモノ

ハ、勞働者ノ疾病保險及施療病院」等の醫療保護に關する施設、制度、並に「貧院、育兒院」等の一般救護と兒童保護とに關する機關、制度であるとなし、此等諸般の施設計畫の爲めには「三十一年度ヨリ恤救事務局ヲ設置」するの必要あることを提言したのである。本發議の全文を掲載するに、

「恤救事務局設置ニ關スル件」
發 議

戰勝後國運ノ膨脹ニ伴ヒ、貧富ノ隔絶益々甚シキヲ加ヘ、帝國ノ前途ニ於テ頗ル憂フヘキモノアリ。宜シク速ニ防貧制度ノ施設ヲ以テ、其反動ヲ防制セサル可カラス。然ルニ此施設タル、國家百年ノ長計ニ關スル重大ノ事件タレハ、其計畫ニハ殊ニ慎重ヲ加ヘ、輕忽試驗的ニ舉行スヘキモノニ非サレハ、先以テ恤救事務局ヲ設ケ、現時恤救ノ事務ヲ司ラシムルト同時ニ、諸般施設ノ調査ニ當ラシメ、其大成ヲ期セハ、庶幾クハ此制度ノ完備ヲ得テ、國家ノ幸福ヲ永ニ保持スルヲ得ヘシ。依テ右恤救事務局ノ官制、並經費ノ豫算、左案ヲ以テ、閣議御提出可相成哉相伺候。

案

恤救事務局設置之件

國民ノ競争漸ク盛ナルニ從ヒ、貧富ノ懸隔益々甚シキヲ加ヘ、其極終ニ恐ルヘキ反動ヲ見ルニ至ルヘキハ、社會ノ進歩ニ伴フ常弊タリ。今此反動ヲ豫防シ、以テ國家ノ發達ヲ完全ナラシメンニハ、劣敗ノ貧者ヲ救済シテ、其生活ヲ安全ナラシムルノ方法ヲ講セサルヘカラス。蓋濟貧恤救ノ方タル、一步ヲ誤レハ即チ惰民ヲ増スノ虞ナキヲ保セス。古來ノ救貧慈善事業ト稱スル者、往々此弊ニ陥ルヲ免カレス。故ニ自カラ助クル者ヲ助クルノ主旨ヲ以テ、防貧ノ制度ヲ立テ、一面ニハ國家經濟ノ基礎ヲ固クシ、一面ニハ國民ノ健康ヲ増進シ、社會ノ安寧秩序ヲ保維スルモノ、是即チ近世ノ所謂社會的行政ニシテ、歐洲諸國皆爭フテカチ此ニ致サ、ルナシ。而シテ今ヤ社會的行政ハ、漸ク行政ノ主ナル

一要素タラントスルノ勢ヲ呈シ、我帝國ニ於テモ、社會生活狀態ノ變遷スル所、漸ク此種ノ行政ヲ必要トシ、殊ニ日清戰役ノ後、國運頓ニ膨脹シテ、益之レカ急施ヲ要スルノ氣運ニ向ヘリ。而シテ社會的行政ノ施設ハ、一ニシテ足ラスト雖モ、我帝國目下ノ現狀ニ於テ、最モ急要ナルモノハ、勞働者ノ疾病保險、及治療病院、貧院、育兒院等ノ設置ナリ。其設置及管理ノ事ニ至リテハ、或ハ國家自ラ之ニ當ルヘキモノアリ、或ハ公共團體ヲシテ之ニ當ラシムヘキモノアリ、或ハ私人ノ慈善義捐ニ任スヘキモノモ之レアルヘシト雖モ、要スルニ國家ノ力ヲ以テ之レカ系統ヲ保持セサル可カラス。故ニ國家ニ於テ先ツ本系ノ施設ヲ爲シ、漸ク進テ公私各種ノ施設ヲ促カシ、之ヲ總合シテ、以テ彼岸ニ達スルニ在リ。是ヲ以テ、國ハ之カ法制ヲ確立スルト同時ニ直接國費ヲ以テ施設シ、間接ニ公共團體等ヲ補助スルノ順序ヲ取ラサルヘカラス。其經費ハ今遽カニ之ヲ算定シ難シト雖モ、遂ニ八年々百萬圓ヲ以テ數フルノ巨額ニ達スルコトアルヘシ。然レトモ此施設タルヤ、治安ヲ維持シ、富強ヲ増進スル國家百年ノ長計タレハ、其經費ハ實ニ必要止ムヘカラサルノ費途タリ。宜シク適當ノ財源ヲ索メテ、其必要ニ應セサル可カラス。若シ他ニ財源ナクンハ、夫ノ賣藥稅ノ倍加ノ如キ亦可ナランカ。而シテ此事業タル、各般ノ行政ニ涉リ、施設ノ方法最モ慎重ヲ要スルカ故ニ、今日之ニ著手スルモ、其大成ハ數年ノ後ヲ期セサル可カラス。然ルニ今ヤ其施設ノ急要、殆ト眼前ニ迫ルニ拘ハラス、未タ調査ニタニ着手セサリシハ、既ニ其時機ヲ失シタルカノ感ナキ能ハス。依テ明治三十一年度ヨリ恤救事務局ヲ設置シ、其準備ニ着手シ、且現時恤救ノ事務ヲ管掌セシムルト同時ニ、之ニ關スル諸般ノ調査施設ニ當ラシムルトコト、爲サントス。而シテ其經費ノ如キハ、大約五萬圓ニ過キサルヘシ。

恤救制度ノ調査並恤救事務ノ整理ハ、目下緊要ノ政務ニ屬スルコト、上來述フル所ニ依リ明ナリ。依ツテ速カニ廟議ヲ確定シ、之レカ必要ノ豫算ニ至テハ、本期議會ニ提出セラル、ノ運ニ至ランコトヲ望ム。」

右の如くであつて、之に十條より成る恤救事務局官制案並にそれに要する經費の豫算書が附せられてゐる。(6)

註 (1) 鶴見祐輔・後藤新平 第一卷(昭二一・四) 七九〇頁

(2) 同 七九一頁

(3) 同 七九二―三頁

(4) 帝國治療病院設立費外五件豫算編入之議ニ付伺(寫)(其の一部は前掲書 七九三―七頁に収録されてゐる)

(5) 前掲後藤新平 第一卷 七九七―九頁

(6) 同 七九九頁

(5) 「救濟衛生制度ニ關スル意見」建白と其の醫療保護策

上述の如く後藤衛生局長は、「帝國治療病院設立費外五件豫算編入ノ儀ニ付伺」及び「恤救事務局設置ニ關スル件」の二建議を以てして、自己の信念する建設的社會制度、換言すれば防貧制度でもあり、救濟衛生制度でもあるのであるが、之を實現せんと嘗瞻したが、此の年十二月二十四日を以て召集された第十一議會に於いて、二十五日、内閣不信任決議案が賛成者三分の二の多數を以て上提された爲め、即日衆議院は解散され、次いで廿八日、松・隈内閣は倒潰し、豫算は議會の解散により前年度分を踏襲することとなつたので、彼の企劃は三度とも全く畫餅に歸した。(1)

然し松・隈内閣崩壞の後、組閣の大命は、彼の傾倒した伊藤博文に降り、第三次伊藤内閣が出現した爲めに後藤衛生局長は大いに勢を得て「救濟衛生制度ニ關スル意見」なる長文の建白書を認め、之を首相に提出した。(2)

其の内容は、多年に互つて實現を企圖した(一)、帝國治療病院の設立、(二)、勞働者疾病保險制度の實施、(三)、救貧制度調査局の設置、此の三つを根幹とするものであり、又其の主張するところも略々同様であるが、その理論の集成的表現として重要されねばならない。而して此の意見書は從來の建議や法案、豫算案などと異なる點は、新たに其の財源として、既設の賣藥稅八十萬圓の倍額増稅百六十萬圓と、絹布に對する新稅として百分の二を印稅として課する六、七十萬

圓、其の合計二百餘萬圓を以て、前述の施設制度費並に其の他の防貧制度の經費に充當せんとするにあつたのである。今、其の煩を厭はず、些か重複の嫌はあるが、「救濟衛生制度ニ關スル意見」にあらはれてゐるところの主張を、其の原文をかゝげながら逐次剖検することとする。

先づ新平は意見冒頭に於いて、國民生産力の本源は、國民の健康、就中中等以下の貧困者、特に勞働力供給源としての勤勞階級の人々の健康如何にあることを次の如く洞破してゐる。

「救濟衛生制度ニ關スル意見」

日清戦争ニ勝利ヲ博セシヨリ我帝國百般ノ事物頓ニ膨脹シ政府ノ歳出ハ二億五千萬圓ノ多キニ達シ之ヲ十年前ニ比スレハ實ニ三倍以上トナレリ而シテ今後年々歳出ノ増加ヲ見ルハ必然ニシテ我國民ハ將來三億圓以上ノ國稅ヲ負擔スルノ覺悟ナカルヘカラス即チ此巨額ノ歳出ヲ支ヘンニハ一ニ國民ノ富力ニ頼ラサルヘカラスヲ以テ世人カ一般ニ生産的事業ノ發達ヲ促スニ汲々タルハ勢ノ然ラシムル所ニシテ大ニ勸奨スル所ナカルヘカラスト雖モ今ニ於テ其生産力ノ由テ生スル所ノ本原ヲ究メ能ク之ヲ養フノ方ヲ講セス單ニ望テ諸會社諸工業ノ勃興ニノミ屬スルニ至テハ未タ以テ國家大經綸ノ道ヲ得タルモノト謂フヘカラス所謂國民生産力ノ本原トハ何ソヤ即チ國民殊ニ中人以下賤民勞働者ノ健康是ナリ」

斯くて我が國當時に於いて、貧富の懸隔漸く顯著にして幾多の社會問題を惹起せしむべき社會情勢にあるを察知し、之を防遏すると共に一國の富源を培養し國力を充實せんには、中等階級以下の勤勞者の健康を保全し、其の生活を安定せざるべからざる所以を次の如く論じてゐる。此は當時に於いてのみならず、今日、兵力の供給源として、勞働力の供給源として、將又食糧増産の供給源として、人的資源の培養育成が國策として取上げられ、其の結果醫療の普及が、國民生活の安定上、更に勞働力の培養上より必然的に要請されてゐるのと、符節を合するものといはねばならない。

「聞説ラク倫敦ノ富ハ倫敦ノ賤民ニ在リト豈獨リ倫敦ノミナランヤ世界各國概ネ然ラサルハナク我帝國ノ富源亦帝國ノ賤民勞働者ニ在ルハ言テ俟タス而シテ彼等賤民ハ實ニ一國ノ富源タルニ拘ハラズ社會ノ之ヲ視ル尙ホ冷淡ヲ免レサルモノアリ今ヤ帝國戰勝後ノ狀況自ラ驕奢ノ風習ヲ馴致シ貧富ノ懸隔ハ日ニ月ニ太甚シキヲ加ヘントス而シテ諸工業ノ勃興ト年々増加スヘキ巨額ノ徵稅トハ彼等賤民ヲ驅テ益々窮迫ニ陥ラシムルノ原因タラサルハナク其反動ノ結果彼ノ恐ルヘク忌ムヘキノ破壊的社會主義ノ醸生スルハ早晚免ルヘカラスルノ趨勢タルヘキヲ疑ハス一タヒ此點ニ就テ觀察シ來ルトキハ寒心措ク能ハサルモノアリ彼等賤民勞働者ノイカニ國家ノ治亂ニ關係ヲ有スルヤハ故ラニ喋々ヲ俟タスシテ明カナルノミナラス其健康ヲ保護シ其生活ヲ安全ナラシムルノ道ヲ講スルモノハ即チ一國ノ富源ノ培養シ治安ヲ保持スルノ一大關鍵タルコトヲ覺リ一日モ其施設ヲ忽セニスヘカラスルノ重要問題タルヲ知ルヘキナリ」

次いで疾病が貧困の最大原因たると同時に、貧困が及ぼす健康への影響に著眼し、泰西諸國の救濟制度に於いては、醫療に依る施策を主流として、國家及び公共團體相携へて活潑なる活動を展開してゐるに反し、我が國に於いては、獨り殆んど其の施策として見るべきものなきは、纏て救ふべからざる禍根を残すに至るべきを、左の如く警告してゐる。

「凡ソ賤民ノ貧窮ニ陥ルノ原因ハ種々アルヘシト雖モ其多クハ怠惰ト疾病トニ在リ新平會テ人ヲシテ東京市芝區新網町、淺草區松葉町、下谷區萬年町等ノ貧民巢窟ニ就テ調査セシメタル所ニ依レハ疾病ニ因ルモノ實ニ十ノ八九ニ居レリ今日歐洲諸國ノ大問題タル社會制度ニ於テ救濟衛生ヲ以テ主ナル要素トナシ國家ニ於テモ自治團體ニ於テモ施療恤救ノ事ニ大施設ヲ爲サ、ルハナク加フルニ各國帝室ノ保護皇族貴顯等ノ寄附義捐及慈善家ノ協同ヲ以テ企畫經營スルモノ到ル處周到ヲ期セサルナキハ定ニ偶然ニ非ラサルナリ殊ニ彼ノ諸國ニ於テハ救濟制度上宗教團體ノ有力ニシテ頼ムヘキモノ亦少カラサレトモ我帝國ノ現況ヲ顧ミレハ嘗ニ宗教團體ノ薄弱ナルノミナラス維新以前ニ於ケル多少ノ良慣習モ漸ク廢棄セラレ獨リ帝室慈仁ノ仰クヘキモノアルト法令上恤窮ノ小制度アルニ過キササルノミ近時文明的百般ノ

事業ハ直接ニ國家ノ力ヲ以テ或ハ間接ニ國家ノ補助ヲ以テ大ニ進歩ヲ促シタルニ拘ハラズ獨リ社會的救濟制度ハ全ク等閑ニ付シ彼獨露諸國ノ破壞的發動ニ於ケル實例ヲモ殆ント對岸ノ火災視セラレタリ而シテ目下ノ國狀ハ如何其社會制度ノ必要ハ業已ニ理論ノ範圍ヲ脱出シテ漸ク事實ニ發現シ來リ之ヲ等閑ニ付シタルノ反動ハ將ニ潛勢ヲ増進スルノ傾向アラントス近頃殺人犯ノ多クシテ殊ニ其種類ノ慘酷ナル人ヲジテ酸鼻ニ堪ヘサラシムルモノアルカ如キ一時ノ警察事故トシテ輕々ニ看過スヘカラス又日本郵船會社ノ婦人夫カ同盟罷工ヲ企テタルカ如キ比較的文明ノ組織ニ依レル同社ニシテ尙ホ此ノ如キモノアルハ亦以テ社會變動ノ一惡兆トシテ深ク考案ヲ加フヘキノ價値ナキニ非ラサルヘキナリ。

然れば、斯かる社會問題の發生を防遏すると共に、國家富源を増大し、國民生活の安定を企圖する爲めには、恤救を事とする救貧制度より一步進んで、防貧制度の重要なるを説き、その防貧制度としては、第一に施療施策所謂醫療保護制度によつて貧窮に陥る原因を成す疾病を治療防除し、第二に強制疾病保險法によつて自衛の途を得さしむべく、國家制度として之を施設すべきを次の如く主張してゐるのは、正に社會政策的見地に立つものである。

「社會制度ニ關シテハ新平夙ニ感觸スル所アリ明治十九年以來之カ施設ヲ企圖シ已ニ論議スル所ナキニ非ラス廿三年獨逸國ニ留學スルニ際シ内務大臣ノ命ヲ奉シ聊カ調査ヲ遂ケ歸朝後深ク此事ニ注意シ未タ會テ一日モ之ヲ念頭ニ置カサルハナシ殊ニ近時ノ形勢ハ最モ其必要ヲ促シ此際大ニ豫防ノ措置ヲ行フニ非ラサレハ復タ救フヘカラサルノ悲境ニ陥ルヘキヲ慮リ即チ策ヲ畫シテ同志ニ訴ヘ將ニ第九議會ノ議ニ上ラントシ不幸ニシテ成ラス茲再今日ニ至レリ爾來退テ世態ヲ觀察スルニ衛生公法ナル問題ハ一日ニ歐洲諸國ノ狀況ト近似シ國家ノ健全ナル生産力ハ衛生公法ト須臾モ相離ルヘカラサルノ事實ハ漸ク實際ニ現ハレ衛生公法ハ救貧制度ト連繫シ始メテ其目的タル國家ノ健全發達ヲ遂ケシムヘシトノ定論ハ我帝國ニ於テ立證スルコトノ難カラサル時期ニ向ヘルヲ覺レリ而シテ政府歳出ノ二億五千萬圓ハ益

増加スルモ再ヒ減少スルコトハナカルヘキナリ世界ノ競争ハ愈益ナルモ復タ衰フルコトハナカルヘキナリ内ニハ此ノ重荷ヲ負ヒ外ニハ彼ノ強敵ト競ハント欲ス學國一致貴賤協力以テ之ニ當ルニ非サルヨリハ安ソ能ク我帝國ノ體面ヲ保全スルコトヲ得ンヤ裏面ニハ同盟罷工其他破壞的分子日ヲ逐フテ發生シ復タ倫安ヲ容サ、ルモノアルニ於テチャ不幸ニモ豫防其機ヲ失シテ國家ノ富源ハ已ニ乾涸ヲ告ケ反動正ニ來ルノ日ニ際會セハ千百ノ措置總テ用テ爲サス偶々大政治家アリテ彼ノ比翁ノ社會黨鎮壓案ノ如キモノヲ施行セントスルモ亦畫餅ニ屬センノミ

抑新平ノ所謂社會的行政ナルモノ、主眼ハ賤民ノ未タ貧窮ニ陥ラサルニ先テ之ヲ豫防セントスルニ在リテ從來世人カ謂フ所ノ窮民救濟ニハ非ラサルナリ即チ換言スレハ未タ極貧最窮ニ陥ラサル中人以下ノ階級ニ在ル賤民ニ對シ獨立自衛ヲ獎勵シ且之ヲ撫育スルニ在リ故ニ之ヲ恤救制度ト稱センヨリハ寧ロ防貧制度トスルヲ以テ當レリトス今此防貧制度ヲ實行スルノ目的ハ第一ニ疾病施療ヲ以テ彼等賤民ノ墮落シ來レル貧窮ノ井口ヲ掩蓋スルト第二ニハ疾病保險ヲ強制シ彼等賤民ヲシテ自ラ備フル所アリテ獨立自衛ノ地ヲ爲サシムルトニ在リ而シテ國家ハ只其及ハサル所ヲ助クルニ在リテ天ハ自ラ助クル者ヲ助クルノ本義ニ則ルモノナレハ夫ノ慈善主義ハ賤民ニ依頼心ヲ起サシメ却テ獨立自衛ノ力ヲ喪失セシムヘシトノ極端說モ終ニ容喙ノ餘地ナカルヘク此制度ニシテ實行ヲ全クセハ國家生産力ノ根柢ヲ培養シテ國家ノ富源ヲ豊カニシ賤民ノ生活ヲ安全ニシテ其德義ヲ高尚ナラシムルノ裨益アルヘキヲ信ス

然らば、その防貧制度の骨子は如何といふに、英・獨二國の救貧法を參酌考究したるもので、第一、帝國施療病院の設立、第二、勞働者疾病保險法の強制、此の二大綱目を擧げ、此が實施の爲めには、恤救規則に依る賑恤は自治團體及び府縣の負擔とし、之に要した國庫支出費十有餘萬圓を其の財源の一部たらしむるが妥當であると説くのである。

「救貧法ナルモノハ經濟學者其學派ヲ異ニスルニ從ヒ種々ノ論議アリ然レトモ英國ノ救貧法ヲ以テ各國ノ龜鑑トスヘキコトハ爭フヘカラサル所ナリ英國ノ救貧法中ニハ失敗モ多クハ又成効モ多シ極端ナル個人主義ノ經濟學者カ非難

スルカ如キ有害無益ノモノニ非ラス而シテ獨ノ經綸ハ英ノ實驗ニ鑑ミ一步ヲ進メタルモノナリ今英獨二國ニ鑑ミ所謂
防貧制度ヲ規畫セハ庶幾クハ其方法宜シキヲ得テ百年ノ長計タルヲ得シ其施設ノ大綱ヲ擧クレハ

第一 帝國施療病院ノ設立

第二 勞働者疾病保險法ノ強制

是ナリ而シテ漸次諸般ノ社會的制度即チ國立孤兒院棄兒院ノ設立、地方救貧醫ノ配置、地方救貧制度ノ補助、軍人軍
屬救護令ノ補助、貧民幼稚園ノ設立、貧民教育法ノ制定其他英國ニ於ケル救貧區ノ如キ區畫ノ設定等皆施設ノ必要ア
リトス但現行恤救規則(明治七年制定)ニ示スカ如キ既ニ貧窮ニ陥リタル者ノ賑恤ハ之ヲ各自治團體及府縣ノ負擔ニ
移シ以テ各地不平均ノ恤救ヲ行フノ弊ヲ矯正シ年々國庫ニ要シタル所ノ恤救費十餘萬圓ハ防貧費ニ支出スルヲ以テ妥
當ナリトセン

而して此等施設のための全經費は、年々數百萬圓を要するものとし、其の全額國庫負擔は至難事なるべきも、國家百
年の大計を樹立するが爲めには、一日も忽緒に附すべからざるものなることを絕對に主張し、その財源として差當り絹
布税なる奢侈税を起して百分の二を印税として六、七十萬圓と、現今の賣藥税八十萬圓を倍增して百六十萬圓を課徴
し、合計約二百餘萬圓を其の經費とするのが當然なりと、左の如く指摘してゐる。

「防貧制度ノ實施ニ就テハ之ニ要スル經費年々數百萬圓ニシテ十數年ヲ經サレハ其完成ヲ見ルコト能ハサルヘシ且此
經費ノ内ニハ府縣及市町村ノ自治團體ニ屬セシムヘキモノアルヘキモ是ハ其制度ヲ布クノ日ニ於テ之ヲ定メテ可ナリ
今ハ主トシテ國庫ヨリ支出スヘキモノヲ擧ケ其大本ヲ立テ而シテ漸次自治團體及慈善家協同ノ力ヲ利用スルノ道ヲ
講スヘキモノト信スルカ故ニ少クモ政府ノ施設ヲ要スルモノニ就テ立案セントス而シテ目下國費多端ノ際ニ於テ年々
數百萬圓ノ支出ヲ求ムルカ如キハ至難ノ業タルヘシト雖モ社會ノ趨勢ハ已ニ危機ニ迫リ且其防貧制度ハ國家ノ富源ヲ

涵養スルニ於テ擱クヘカラサルモノタルコトヲ認識シタル以上ハ一日モ猶豫スヘキニアラス然レトモ今日ノ實際ト事
情トヲ顧ミレハ或ル政務ヲ縮少シテモ此費用ニ充ツヘシトノ議論ハ固ヨリ許サ、ル所ナルヘキヲ以テ更ニ之カ財源ヲ
求メサルヘカラス其財源ハ第一ヲ絹布税トス百分ノ二ノ印税トシテ六七十萬圓ヲ得ルハ甚タ容易ナルヘク絹布ハ寧ロ
奢侈品ニ屬スルカ故ニ防貧制度ノ財源トシテ此ニ賦課スルハ至當ナルヲ信ス第二ヲ賣藥税ノ増加トス現今ノ收入八十
萬圓ナレハ之ヲ二倍トシ百六十萬圓ヲ課スルモ眞ニ最多數國民ノ健康増進ノ財源ニ充ツルモノトセハ賣藥其物ノ性質
上不當ノ稅額ニハ非ラサルヘシ抑賣藥税ハ當初衛生制度ノ財源ニ充ツルカ爲メ賦課セラレタルモノニシテ之ニ關スル
事務取扱ハ平時ニ於テ地方衛生事務ノ半ヲ占メ實ニ一般ノ衛生事務ヲ妨クルモノナルニ拘ハラズ今ハ只其名ノミニシ
テ政府ハ其收入ヲ以テ衛生制度ノ費途ニ資セス自ラ德義ヲ破レルモノト謂フモ可ナランカ今ヤ世態ノ變遷ニ伴ヒ醫療
ノ價値亦騰貴シ賤民ニシテ醫療ヲ受クルハ最モ困難ナルヲ以テ已ムヲ得ス賣藥ニ依リテ其痛苦ヲ慰ムルノ外ナク其價
ヲ辨スルニスラ或ハ衣ヲ典シ食ヲ減スルノ慘狀ナキヲ保セサルニモ拘ハラズ其賣藥ヨリ生スル財源ハ他ノ政費ニ支消
セラレ衛生醫術ノ進歩モ彼等賤民ニハ毫モ恩澤ヲ及ホスコト能ハス寔ニ愍然ノ極ト謂フヘシ今之ヲ當初ノ目的ニ復シ
其名ニ從ヒテ其實ヲ擧クルコトヲ得ハ其稅額ヲ二倍トスルモ未タ以テ苛酷ノ收斂トハ謂フヘカラサルカ如シ

と述べてゐる。而して、かゝる膨大なる經費を投ずるは、國家の正に爲すべき當然のことと、次の如く主張してゐる。
「文明諸國ニ在リテハ皆國民ノ健康ヲ保護スレハ國家ノ生産力ヲ増進スト云フノ原理ヲ信シ國家ノ義務ヲ盡スト共ニ
國家ノ利益タル至重ノ制度タルヲ確知シ之カ爲メ他ニ先シテ巨費ヲ支出スルコトヲ吝マス益々其擴張ヲ圖ラサルモノ
ナキニ我帝國ニ於テハ至ク之ニ反シ當ニ衛生制度ヲ以テ他ノ行政及殖産興業ノ進歩ト併行セシメサルノミナラス殆
ト之ヲ度外ニ置ケリ國民ノ不幸ト謂ハンカ將タ國家ノ耻辱ト謂ハンカ思フテ此ニ至レハ長大息ノ至ニ堪ヘサルナリ是
故ニ賣藥税ハ至ク之ヲ衛生費途ニ供用セントスル當初ノ目的ニ復シ絹布税ヲ合セテ二百餘萬圓之ヲ以テ衛生及防貧制

度ノ財源即チ經費ニ充ツヘシ」

さりながら、今日に於いて之を斷行することが萬に一つ、種々の事情上不可能なりとせば、賣藥稅現收入八十萬圓は姑く舊の如く他の費途に向くるも止むを得ないが、賣藥稅の増額分八十萬圓と絹布稅八十萬圓、即ち百六十萬圓は之に充當すべしとし、若し之も實行不可能なりとせば、絹布稅を起すことは暫く譲り、二、三年間は賣藥稅増額分八十萬圓を最小限度、不取敢之に向けて急施し、逐年之を増加することとして、其の完成を他日に期すべきを説くのである。⁽¹⁰⁾

「然レトモ今日俄カニ二百餘萬圓ヲ擧ケテ新事業タル防貧制度ノ經費ニ充テントスルハ情實上ノ關係ヨリ斷行シ難シトセハ姑ク一步ヲ譲リ賣藥稅ノ現收入額八十萬圓ハ依然他ノ費途ニ向クルコトヲ肯シ絹布稅ノ七十萬圓ト賣藥稅ノ増稅八十萬圓トヲ合セ漸次計畫スルコトトセンカ萬ニ一此議モ尙ホ行ハレサルノ事情アラハ已ムヲ得ス絹布稅ヲ割愛シ兩三年間ハ賣藥稅ノ増額八十萬圓ノミヲ取り完成ノ期限ヲ延長スルノ方針ニ依ルノ外ナキノミ唯之カ施設一日ヲ遅クスレハ國家一日ノ利益ヲ失フト同時ニ其反動ヲシテ一日速ナラシムルノ憂アリ苟モ此大事業ヲ起サントスルニ僅々八十萬圓ノ少費額ヲ以テ満足スルモノニ非ラスト雖モ姑ク之ヲ忍ブ所以ノモノハ畢竟着手ノ片時モ速カチランコトヲ欲シ一念禁スルコト能ハサルモノアレハナリ」

斯く説き來つて最後に、此の防貧制度を實施せんとするには、企劃よろしきを得ざれば、國家百年の大計を一朝にして糞餅に歸せしむるを以て、此が爲め第一に調査局を設置して、其の企劃經營の調査に當らしむべきものとして⁽¹¹⁾

「更ニ防貧制度ヲ施行スルノ順序ヲ叙列セハ

第一 救貧制度調査局ヲ設クル事

國家百年ノ長計ヲ立ツルノ大事業タレハ隨テ之カ計畫ヲ慎重ニセサルヘカラス依テ先ツ調査局ヲ設ケ局員中若干人ヲ海外ニ派遣シ大ニ内外ニ鑑ミテ諸般ノ方案ヲ調査セシム」

と、海外に於ける斯制度調査の爲め委員を派遣する必要があることをも説いてゐる。

第二には、東京・京都・大阪三府に先づ最初に施療病院を設け、漸次各地方に設立普及せしめる外に、公私立のものに國庫補助を與ふべきことを説き、第三には労働者疾病保險法を制定して、労働者の保護救済に遺憾なからしむべきことを、夫々左の如く述べてゐる。⁽¹²⁾

「第二 三府ニ施療病院ヲ設立スル事

先ツ三府ニ施療病院ヲ設ケ漸次各地方ニ及ホスヘシ此病院ニ關シテハ府縣又ハ市ニ於テ之ヲ設立スヘキモノ若クハ其經費ヲ負擔スヘキモノ又ハ之ヲ補助スル等ノ別アレトモ是等ハ調査局ノ査定ニ任シ其國庫ノ支出ヲ要スルモノニ就テ概略ヲ別表ニ示ス

第三 労働者疾病保險法ヲ設クル事

其法案ハ別冊ノ如シ

其他國立孤兒院棄兒院ノ設立、地方救貧制度ノ補助等ハ調査局ノ立案ニ從フ」

而して此の意見書には、前に述べた「恤救事務局設置ニ關スル件」といふ建議書と、施療病院設置に關する別表と、更に「労働者疾病保險法案」とを参考として添付してゐるが、「恤救事務局」設置に關しては既述したところであるから之を除外し、施療病院設立の概略を見るに別表の如くである。⁽¹³⁾又「労働者疾病保險法案」は全文附則とも合して二十七條より成るもので、之を掲出するに次の通りである。⁽¹⁴⁾

「労働者疾病保險法案

第一條 労働者ノ病災ヲ救済シ、其ノ健康ヲ増進センカ爲、同一ノ作業ニ労働者百人以上勅令ノ定ムル人員ヲ雇使スル者ハ、労働者疾病保險ニ關スル規定ヲ設ケ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ。

第一節 社會問題の發展と救濟論の新展開

疾病保險規定ヲ増減變更セントスルトキハ、行政廳ノ認可ヲ受クヘシ。

第二條 二以上ノ作業主ハ聯合シテ疾病保險ヲ設クルコトヲ得。但各作業主ニ雇使セラル、勞働者ヲ合シテ、勅令ニ定ムル人員ニ達スルコトヲ得。

聯合疾病保險ニ關シ、必要ナル事項ハ、命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三條 此ノ法律ニ依リ、疾病保險ヲ設ケタル作業主ハ、勞働者ノ數、勅令ニ定ムル人員ヨリ減少シタル場合ト雖モ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ、疾病保險ヲ繼續スルコトヲ得。

第四條 此ノ法律ヲ適用スル作業ノ種類ハ、勅令ヲ以テ定ム。

第五條 此ノ法律ヲ適用スル作業ニ雇使セラル、勞働者ハ、疾病保險規定ニ從ヒ、掛金ヲ爲スノ義務アルモノトス。作業主ハ疾病保險ニ從ヒ、前項掛金ノ一部ヲ補給スルノ義務アルモノトス。

作業主ハ勞働者ヨリ出資スヘキ掛金ヲ、其ノ給金ヨリ引去ルコトヲ得。

本條ノ掛金ハ疾病保險資金ヲ組成ス。

第六條 疾病保險規定ハ、作業主及勞働者ヲ羈束ス。

疾病保險規程ニ反スル作業主ト勞働者トノ契約ハ無効トス。

第七條 疾病保險規程ニ依リ、疾病保險資金ヨリ、勞働者ニ給與スヘキモノ左ノ如シ。

- 一 病者ニ醫療、藥劑、其他治療品ヲ給與シ、又ハ之ニ要スル費用ヲ給與スルコト。
- 二 病者ヲ病院ニ入レ療養セシムル場合ニ於テハ、入院ノ爲要スル費用ヲ支辨スルコト。
- 三 病者ニ療養中手當金ヲ給與スルコト。
- 四 産婦ニ産褥中手當金ヲ給與スルコト。

五 病者ヲ家元ニ引取ラシムル場合ニ於テハ、其ノ引取ノ爲要スル費用ヲ給與スルコト。

六 死亡者ニ葬式料ヲ給與スルコト。

疾病保險規定ニハ、前項ノ外必要ナル給與ヲ設クルコトヲ得。

第一項第一號ノ給與ハ發病ノ日ヨリ、第三號ノ給與ハ五日以上勞働ニ從事スルコト能ハサル者ニ五日目ヨリ、第四號ノ給與ハ分娩ノ日ヨリ各日數ニ依リ之ヲ給與ス。第一項各號ノ給與ノ日數ノ最長限及給與ノ方法細目ハ、疾病保險規程ニ於テ之ヲ定ム。

第八條 勞働者ハ其ノ雇傭中第七條ノ給與ヲ受クルコトヲ得。但第九條第十條及第十一條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス。

第九條 疾病保險規程ニハ、勞働者雇入後一定ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ、第七條ノ給與ヲ爲ササルコトヲ規定スルコトヲ得。

第十條 勞働者解雇ノ際現ニ疾病ニ罹レル場合、又ハ解雇後一定ノ期間内ニ疾病ニ罹レル場合ニ於テハ、疾病保險規程ニ從ヒ、解雇後仍第七條ノ給與ヲ受クルコトヲ得。但解雇ノ原因カ勞働者ノ非行ニカ、リ、疾病保險規程ニ條項アルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ、勞働者ハ疾病保險規程ニ從ヒ、第七條ノ給與ノ全部又ハ一部ヲ失フモノトス。

- 一 第五條ノ掛金ヲ納付セサルトキ。
- 二 疾病又ハ死亡ノ届出ヲ爲ササルトキ。
- 三 故意、闘争、噪動、暴飲又ハ淫行ニ因リテ、疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタルトキ。
- 四 重罪輕罪ヲ犯セル爲疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタルトキ。
- 五 前各號ノ外疾病保險規程ニ定メタル場合。

第十二條 疾病保險資金ノ會計ハ、作業資金ノ會計ト區別シテ之ヲ管理スヘシ。

疾病保險資金ノ保管及利殖ノ方法、並其ノ會計管理ノ方法ハ、疾病保險規程ニ於テ之ヲ定ムヘシ。

第十三條 疾病保險資金ハ、第七條ノ給與及事務管理ノ費用ニ充ツル外、他ノ目的ニ供スルコトヲ得ス。

第十四條 第四條ノ掛金ノ少ナクモ十分一ハ、準備金トシテ、前三箇年平均支出金額ノ少クモ二倍ニ達スル迄、之ヲ積立ツヘシ。

準備積立金ハ、普通ノ疾病保險資金、其ノ支出ニ對シ不足スル場合ニ於テ、行政廳ノ認可ヲ經テ、之ヲ使用スルコトヲ得。

第十五條 普通ノ疾病保險資金、其ノ支出ニ對シ不足スル場合ニ於テ、準備積立金ヲ支出スルモ、尙不足シ、又ハ行政廳ニ於テ其ノ支出ヲ認可セサルトキハ、作業主ハ其ノ不足額ヲ補足スヘシ。

第十六條 疾病保險事務ノ管理ニ關シテハ、作業主其ノ責ニ任ス。

疾病保險事務ノ管理ニ、失當又ハ過失ノ虞アリ、爲ニ疾病保險資金ニ缺損ヲ生シタルトキハ、作業主ハ之ヲ填補スヘシ。

第十七條 作業カ他人ニ移轉シタルトキハ、疾病保險資金ハ、當然作業ノ承繼人ニ移轉シ、疾病保險規程ハ其ノ承繼人ニ對シ仍効力ヲ有ス。

作業ノ移轉カ分割又ハ合併ニカユル場合ニ於テハ、疾病保險資金ハ、行政廳ノ認可ヲ受ケ、之ヲ處分スヘシ。

第十八條 作業ノ廢止等ニ依リ、疾病保險ヲ廢シタル場合ニ於テハ、疾病保險資金ハ、疾病保險規程ニ別段ノ條項アル場合ノ外、行政廳ノ認可ヲ受ケ、之ヲ處分スヘシ。但現ニ疾病ニ罹レル者ニハ、疾病保險規程ニ定ムル日數ノ給與ヲ計算シテ、一時ニ支拂フヘシ。

第十九條 疾病保險資金ハ、第七條ノ給與ヲ受クル權利者ノ外、債權者ノ爲ニ強制執行ヲ受クルコトナシ。

疾病保險資金ハ、破産財團ニ加フルコトヲ得ス。

第七條ノ給與ヲ受クル權利ハ、債權者ノ爲ニ強制執行ヲ受クルコトナシ。

第七條ノ給與ヲ受クル權利者ハ、作業主ノ財産ニ就キ、他ノ債權者ニ對シ、優先ノ權ヲ有ス。

第二十條 勞働者業務上負傷シタル場合等ニ於テ、他ノ法令ニ依リ、作業主ニ對シ、療養又ハ療養ノ費用、其他此ノ法律第七條ノ給與ト同種ノ給與ヲ受クル權利ヲ有スルトキト雖モ、仍此ノ法律第七條ノ給與ヲ受クル權利ヲ行フコトヲ得。但作業主ヨリ、他ノ法令ニ依リ、已ニ給與ヲ受ケタルトキハ、其ノ限度ニ於テ、此ノ法律第七條ノ給與ヲ受クル權利ヲ失フモノトス。

前項ノ場合ニ於テ、勞働者此ノ法律第七條ノ給與ヲ受ケタルトキハ、其限度ニ於テ、他ノ法令ニ依リ、作業主ヨリ給與ヲ受クル權利ヲ失フモノトス。此ノ場合ニ於テ、作業主ハ其ノ義務ヲ免除セラレタル限度ニ於テ疾病保險資金ヲ填補スヘシ。

第二十一條 勞働者疾病保險ニ關スル事項ハ、行政廳之ヲ監督ス。

行政廳ハ疾病保險規程ノ増減變更ヲ命スルコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

行政廳ハ、作業主ヲシテ、疾病保險ニ關スル報告ヲ爲シ、又ハ書類ヲ提出セシメ、又ハ金庫ノ検査ヲ爲シ、必要アルトキハ説明ヲ求ムルコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第二十二條 勞働者ハ總代ヲ定メ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ、疾病保險ニ關スル書類金庫ヲ調査スルコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第二十三條 此ノ法律ニ依リ、疾病保險ヲ設クヘキ者、之ヲ設ケス、又ハ疾病保險規程ヲ實行セス、又ハ行政廳ノ命

